## 共済組合からの郵送物は必ずご確認ください!

## 任意継続組合員の皆さまへお知らせ

任意継続組合員の期間(2年間)が満了になる方につきましては、満了日の翌日から「他の健康保険制度」に加入しなければなりません。

その加入手続きの際に必要となる「資格喪失証明書」を3月17日(金)にご自宅へ郵送いたしますのでご確認のうえ、紛失しないよう大切に保管してください。 期間満了後は、保険証(任意継続組合員証、限度額適用認定証、任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証など)を速やかに返納してください。



※期間満了後に保険証を提示して医療機関等へ受診した場合は、不正受診となり、 医療費を返還いただくことになりますのでご注意願います。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306